



JASDAQ

平成 29 年 8 月 21 日

各 位

会 社 名 内外テック株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 岩井田 克郎
(J A S D A Q ・ コード 3 3 7 4)
問 合 せ 先 取締役 佐々木 政彦
電 話 0 3 - 5 4 3 3 - 1 1 2 3 (代表)

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 29 年 8 月 21 日開催の取締役会において、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達背景と目的】

当社は、昭和 30 年代後半からの機械業界の好況の中、一般汎用工作機械・油圧プレス・油圧弁類等の販売を目的として、昭和 36 年 6 月 1 日に設立しました。日本経済の高度成長の中、油圧機器・ロボットから各種産業用機械・空気圧機器へとその取扱商品を拡大するとともに、まだ黎明期であった日本の半導体市場へいち早く参入いたしました。

また、単なる商社から「製造部門を持つ総合的なソリューションが提供できる企業への脱皮を図る」という当社の進むべきビジョンを明確にし、子会社に製造会社を保有し、当社グループ及び外部ネットワーク等を活用することで、調達・販売機能と受託製造機能を一体化させ、装置メーカーへの設計から制作・設置、保守・維持管理までを一貫して対応できる「MDMS (Mechatronics Design & Manufacturing Services) 機能」を構築し、半導体・半導体製造装置市場、F P D (Flat Panel Display (注 1)) 製造装置市場に係わる取引先を中心に事業を進めてまいりました。

近年半導体市場では、スマートフォンやデータサーバーの S S D (Solid State Drive (注 2)) 化等による旺盛な需要のほか、中長期的な I o T (Internet of Things (注 3)) 市場の伸展等に伴う半導体需要の拡大見通しを背景に、ロジック半導体や 3 D N A N D 型フラッシュメモリ (注 4) 等の先端技術への設備投資や増産体制に向けた設備投資が活発に行われてきました。また、F P D 製造装置市場では、中国・韓国市場におけるモバイル用途の中小型パネル向け設備投資のほか大型液晶パネル向けの設備投資が拡大してまいりました。今後はより付加価値の高い高精細パネルや有機 E L パネル (注 5) の生産への移行が見込まれております。

I o T 時代の到来により、半導体は、自動車、医療機器、電化製品、建物など、今後大きな成長が期待できるあらゆる産業の中核技術として利用され、その重要性はますます高まっています。

当社グループでは、このような環境変化に対応すべく、平成 29 年度より「メーカー機能を持つ商社からメーカーへの脱皮を図る」をスローガンとして、MDMS 機能をさらに拡大させた商社機能、製

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

造機能、R&D（注6）機能、保守メンテナンス機能の4つの機能強化に基づく「トータル サプライチェーン プランナー企業」体制の構築を進めており、これら4つの機能がトータルで提供できる当社グループの事業機会はますます拡大するものと考えております。

昨年度は、R&D機能強化の為に人材確保等のほか、製造機能強化の為に、子会社にて奥州事業所の新設、福島事業所のライン増設、仙台事業所第一工場のクリーンルーム増設のほか、同第一工場に隣接し第二工場の新設を行ってまいりました。

本資金調達には、これら半導体市場の関連分野拡大に向けた生産能力増強のための子会社への投融資資金（仙台・福島・奥州事業所におけるクリーンルーム増設、ライン増設、資材・物流設備棟の増築等に伴う設備投資資金）のほか、当社の物流体制強化に係る物流センター倉庫用の土地取得、建設資金等に充当する予定であります。

これにより、当社グループの中長期的な成長及び収益力の強化を図るとともに、景気変動に伴う大幅な需要の変動に対応できる財務基盤を確立し、更なる企業価値向上を目指してまいります。

- （注1） FPDとは、テレビ・パソコン・スマートフォン等に使用される薄型の平面パネル表示装置のこと。液晶ディスプレイが代表的なもの。
- （注2） SSDとは、コンピューターの記憶装置のうち、フラッシュメモリを用いたもの。半導体ディスクの一種。高速でデータの読み書きが可能で、消費電力が少なく、耐衝撃性に優れている。
- （注3） IoTとは、建物、電化製品、自動車、医療機器など、パソコンやサーバーといったコンピューター以外の多種多様な「モノ」がインターネットに接続され、相互に情報をやり取りすること。「モノのインターネット」と呼ばれることもある。
- （注4） 3D NAND型フラッシュメモリとは、記憶素子を立体的に積層することで集積度を大幅に高めたNAND型フラッシュメモリ。
- （注5） 有機ELパネルとは、有機ELを表示材料に用いたパネル。構造が比較的単純で、バックライトなどの装置が不要であるために極端な薄型化が可能であり、電流の調節によって光の強さも加減できるなどの特徴をもっている。
- （注6） R&Dとは、基礎的研究とその応用化研究の成果をもとに、製品化まで進める開発業務。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|---|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 334,500株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成29年8月29日(火)から平成29年8月31日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、みずほ証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。 |
| (7) 払込期日 | 平成29年9月5日(火)から平成29年9月7日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。 |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 岩井田 克郎に一任する。 | |
| (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- | | |
|----------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 102,700株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。 |
| (3) 募集方法 | 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。 |

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払込期日 平成29年9月5日(火)から平成29年9月7日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。なお、公募による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、その他公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 岩井田 克郎に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 65,500株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、一般募集の需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 みずほ証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格及び処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 65,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 岩井田 克郎に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 65,500株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先 みずほ証券株式会社
- (5) 申込期間（申込期日） 平成29年9月22日(金)
- (6) 払込期日 平成29年9月25日(月)
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 上記(5)記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

な一切の事項の決定については、代表取締役社長 岩井田 克郎に一任する。

- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び「2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から65,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、65,500株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、当社は平成29年8月21日（月）開催の取締役会において、前記「4. 第三者割当による新株式発行」に記載のとおり、みずほ証券株式会社に割当先とする当社普通株式65,500株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成29年9月25日（月）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成29年9月20日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数とその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

- | | | |
|----------------------|------------|----------------|
| (1) 現在の発行済株式総数 | 2,536,000株 | (平成29年8月21日現在) |
| (2) 公募増資による増加株式数 | 334,500株 | |
| (3) 公募増資後の発行済株式総数 | 2,870,500株 | |
| (4) 第三者割当増資による増加株式数 | 65,500株 | (注) |
| (5) 第三者割当増資後の発行済株式総数 | 2,936,000株 | (注) |

(注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 今回の公募による自己株式の処分による自己株式数の推移

- | | | |
|--------------|----------|----------------|
| (1) 現在の自己株式数 | 104,724株 | (平成29年8月21日現在) |
|--------------|----------|----------------|

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (2) 処 分 株 式 数 102,700 株
(3) 処 分 後 の 自 己 株 式 数 2,024 株

4. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 1,808,050,000 円について、800,000,000 円を当社設備投資資金に、1,000,000,000 円を当社連結子会社である内外エレクトロニクス株式会社への投融資資金に、残額を当社の運転資金に充当する予定であります。

具体的には、当社設備投資資金として茨城県に新設する物流センターの用地取得・建設資金に、熊本県に営業・物流・保守メンテナンスの統合拠点として移管・増設する新設備の用地取得・建設資金に、それぞれ 400,000,000 円を平成 31 年 3 月末までに、内外エレクトロニクス株式会社は、928,500,000 円を平成 31 年 3 月末までに仙台・福島・奥州事業所におけるクリーンルーム増設・ライン増設等に伴う設備投資資金に、71,500,000 円を同社の運転資金に充当する予定であります。

また、上記手取金は、具体的な充当期までは当社預金口座にて適切に管理いたします。

なお、当社グループの主な設備投資計画については、平成 29 年 8 月 21 日現在、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社	事業所名未定 (茨城県常総市 またはその近郊)	販売	物流センター用 地	100,000	—	増資資金及び自 己株式処分資金	平成29年 10月	平成30年 4月	—
			販売業務設備	300,000	—		平成30年 3月	平成30年 12月	—
	事業所名未定 (熊本県合志市 またはその近郊)	販売	営業・倉庫・工場 用地	140,000	—	増資資金及び自 己株式処分資金 並びに自己資金	平成29年 10月	平成30年 4月	—
			販売業務設備	300,000	—		平成30年 4月	平成30年 12月	—
内外エレ クトロニ クス(株)	仙台事業所(宮城 県仙台市泉区)	受託製造	生産・管理設備	758,000	—	増資資金及び自 己株式処分資金	平成29年 8月	平成30年 10月	—
	福島事業所(福島 県伊達市)	受託製造	生産・管理設備	156,000	—	増資資金及び自 己株式処分資金	平成29年 9月	平成30年 10月	—
	奥州事業所(岩手 県奥州市)	受託製造	生産・管理設備	14,500	—	増資資金及び自 己株式処分資金	平成29年 8月	平成30年 10月	—

(注) 完成後の増加能力は、合理的な算定が困難であるため記載しておりません。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)に記載の使途に充当することにより、生産能力増強及び財務基盤の一層の強化につながり、当社グループの中長期的な成長に資するものと考えております。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社の利益配分の方針については、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続することを基本とし、当該事業年度の業績、財務状況、今後の事業展開等を総合的に勘案して実施することとしています。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のため、有効投資していく予定であります。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
1株当たり連結当期純利益金額	153.35円	182.88円	257.83円
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	5.00円 (-)	5.00円 (-)	20.00円 (-)
連結配当性向	6.5%	5.5%	7.8%
自己資本連結利益率	24.7%	23.4%	26.0%
連結純資産配当率	1.6%	1.3%	2.0%

- (注) 1. 当社は、平成28年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。
2. 1株当たり連結当期純利益金額については、平成27年3月期の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して算定した数値であります。
3. 平成27年3月期及び平成28年3月期の1株当たり配当額については、当該株式併合前の実績の金額を記載しております。
4. 連結配当性向は、1株当たり配当額を1株当たり連結当期純利益金額(平成27年3月期及び平成28年3月期については株式併合前の実績の金額)で除した数値です。
5. 自己資本連結利益率は、親会社株主に帰属する連結当期純利益を自己資本(連結貸借対照表上の純資産合計の期首と期末の平均)で除した数値です。
6. 連結純資産配当率は、1株当たり配当額を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)(平成27年3月期及び平成28年3月期については株式併合前の実績の金額)で除した数値です。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

① 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
始 値	165円	262円	240円 □1,000円	1,810円
高 値	405円	325円	709円 □1,798円	5,450円
安 値	141円	209円	218円 □950円	1,524円
終 値	264円	241円	524円 □1,739円	3,905円
株価収益率	3.44倍	2.64倍	6.74倍	—

- (注) 1. 平成30年3月期の株価については、平成29年8月18日(金)現在で表示しております。
2. 平成28年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。
3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益金額

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

で除した数値であります。

4. 平成 29 年 3 月期の□印は、株式併合（平成 28 年 10 月 1 日付で普通株式 2 株を 1 株に併合）実施後の株価であります。

- ③過去 5 年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である権田 浩一、権田 益美及び権田 雄大は、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等（ただし、一般募集及び本件第三者割当増資並びに株式分割による当社普通株式の交付に基づく新株式発行等、ストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。